



令和6年 全国労働衛生週間スローガン
推してます みんな笑顔の
健康職場



～10月1日から10月7日までは 第75回全国労働衛生週間です～

皆様には、日頃より（公社）広島県労働基準協会並びに尾道支部の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

10月1日から10月7日までの間は全国労働衛生週間です。また、9月1日から9月30日までの間は全国労働衛生週間準備期間となっています。

この全国衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で75回目を迎えます。この間、全国労働衛生週間は「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保」に大きな役割を果たしてきたところです。

尾道支部は、準備期間中である9月3日（火曜日）、9月5日（木曜日）、9月6日（金曜日）に全国労働衛生週間説明会を開催しました。

◇ 令和6年度全国労働衛生週間説明会を3会場で開催!! ◇

尾道支部では、9月3日（火曜日）にベイタウン尾道（尾道）、9月5日（水曜日）に世羅町商工会（世羅）、9月7日（金曜日）に芸予文化情報センター（因島）を会場として、尾道労働基準監督署より藤本署長と高瀬安全衛生課長のお二人に出席いただき、尾道会場においては尾道市歯科医師会より専務理事の黒瀬寿康医師にも出席いただき、第75回全国衛生週間説明会を開催しました。

説明会では、冒頭に説明会のスケジュールについてお伝えしたのち、尾道労働基準監督署の藤本署長よりご挨拶をいただきました。

◇ 藤本署長あいさつ ◇

皆様には、日頃より安全衛生行政の推進にご理解とご協力いただいていることに深く感謝申し上げます。



尾道会場

10月1日からの全国労働衛生週間に向けて、今月の準備期間には様々な活動に取組みいただくものと思います。この全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めて、職場での自主的な活動を促して労働者の健康確保すること等を目的に、昭和25年から毎年実施され今年が75回目となっています。

この労働衛生という言葉に、有害な作業や、化学物質の製造、有機溶剤を使用して塗装作業、研磨などの粉じん作業など、特定の業務や業種等しか関係ないと思う方があるかと思いますが、現在は様々な業種の職場で有機則、特化則等で規制されない化学物質を取り扱っている状況にあり、化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特別規則の対象となっていない化学物質を起因とする労働災害が、化学物質を起因とする労働災害全体の8割を占めている現状にあります。



世羅会場

このように、規制されていない物質に起因する災害が多いということで、今まででは特定の化学物質に対する個別、具体的な法令による規制でしたが、これに加えて、危険性、有害性が確認された全ての化学物質を対象にばく露を最小限とし、国が定める濃度基準がある物質についてばく露を濃度基準以下とする。これを達成するための手段としては、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき事業者が適切に判断していくというように、事業者に自主的管理を求める方式に転換する化学物質管理制度の改正が行われています。

また、職場における労働者の健康状態等について、高年齢者の就業機会の確保の方針のなか、労働者の3人に1人が高血圧、糖尿病、癌といった病気を抱えながら働いており、一般健康診断の有所見率も50%を超え、疾病リスクを抱えながら働いている方は増加傾向にあります。

一方で、治療と仕事を両立できる取り組みをしている事業場は約6割に増加しているものの、疾病を抱えながら働いている労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後であり、治療と仕事の両立支援も未だ十分とはいえない状況にあります。

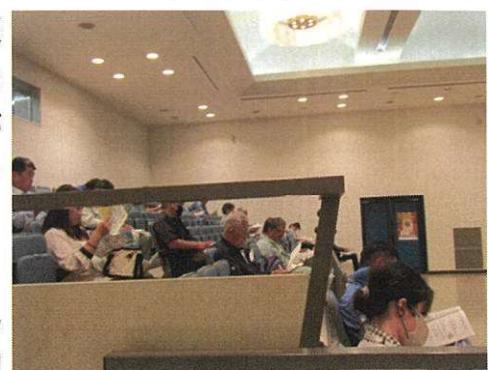
精神障害に関する労災請求については、支給決定件数は年々増加傾向にあり、令和5年度は過去最高値を更新しています。特に、医療や社会福祉の現場における支給決定件数が多くなっている状況にあります。

一方で、メンタルヘルス対策を取り巻く現状は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が、常時50人以上使用の事業場では9割を超えており、常時50人未満の事業場では低調となっている状況にあります。理由を見ると、「取り組み方がわからない」、「専門スタッフがない」といったノウハウや専門人材の不足等が挙げられています。

こうした状況の中で10月1日から始まります第75回全国労働衛生週間は、スローガンを「推してます みんなの笑顔 健康職場」として展開されます。10月の全国労働衛生週間において、誰でもが健康で安心して働くことのできる職場の実現に向けて積極的な取り組みをお願いいたします。

具体的な取組みでは、たとえば説明会資料にありますが、高齢化の進展に伴い高年齢労働者の割合も右肩上がりで増加し、身体機能の低下が要因と思われる転倒災害等が増加していることから、労働者の健康づくり等が挙げられます。

さて、本年11月には全国産業安全衛生大会が広島市で10年ぶりに開催されます。実際に



因島会場

企業で取り組まれている事例が紹介されるなど、参考になることが多いかと思いますので積極的な参加をお願いいたします。

また、広島県最低賃金が10月1日に改定され時間給1,020円に改定されることとなっています。昨年度に引き続き大幅な増額改定となっていますが、各種助成金も活用しながらご対応いただくようよろしくお願ひいたします。



藤本署長あいさつ

尾道労働基準監督署は、働く方々の健康確保と安全、安心な職場づくりのために事業者の皆様のお役に立てるように、関係施策を積極的に推進していきます。引き続き、ご支援、ご協力よろしくお願ひいたします。

藤本署長のあいさつに続いて、尾道会場においては尾道市歯科医師会専務理事の黒瀬医師による「口腔衛生について」と題する講演をしていただきました。

◇「口腔衛生について」・黒瀬専務理事◇

口腔衛生の話として、歯の病気のなかでも特に「歯周病」を中心とした話がありました。

歯周病は、細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で、歯の周りの歯ぐき（歯肉）からの出血・発赤・腫脹などの炎症症状が出現します。この歯周病菌は口腔内の炎症だけではなく、全身に入ることにより様々な疾病を引き起すとの説明がありました。

特に心筋梗塞、脳梗塞などの疾患の原因となる動脈硬化を引き起こす要因として歯周病菌が挙げられているとのことでした。また、糖尿病の発症の原因の一つとして挙げられているとの話もされたところです。

糖尿病以外にも、高齢者の死亡原因の一つである誤嚥性肺炎の原因細菌も、多くは歯周病菌と言われており、歯周病予防が全身の生活習慣病予防に繋がるとの説明がありました。

歯周病予防に関し、正しく丁寧に歯磨きを励行することが重要で、ブラッシングのみでは6割程度の効果しかなく、ブラッシング+歯間ブラシを使用した場合でも7~8割程度の効果に止まることから、歯肉の中まで入っている歯垢や歯石を完全に取り除き、炎症を引き起こす細菌を徹底的に除去することが重要となるとの説明がありました。また、口腔ケアを自分一人でキチンと行うことは難しいため、全身の健康保持のためにも歯科医による歯石除去などの専門的なクリーニングを定期的に受けること非常に重要なとの説明で講演は終りました。



尾道会場では黒瀬専務理事の講演に続いて、他の会場においては藤本署長のあいさつに続いて、高瀬安全

黒瀬専務理事・講演

衛生課長より「労働衛生のしおり」、「全国労働衛生週間説明資料」等を用いて労働衛生週間実施要綱等についての説明がありました。

◇労働衛生週間実施要綱等について・高瀬課長◇

冒頭に9月は「全国職場の健康診断実施強化月間」とされているとの説明があり、健康診断の実施状況を確認するためのアンケート用紙を配布し、アンケートへのご協力をお願いされました。

した。

今年の全国労働衛生週間のスローガンは、「推してます みんな笑顔の 健康職場」となっていると説明されるとともに、一人一人が健康的な職場を具体的にイメージし、その為にできることを一つ一つ実行し、職場環境を少しでも良くしていくための取り組みをお願いする旨の話がありました。

本日は、①化学物質の取扱いについて、②自殺予防のメンタルヘルス対策、③熱中症予防、④粉じん対策の4項目を中心説明を行うとの話がありました。

まず、4つの項目の説明に入る前に感電災害の状況等についての話があり、4月以降、広島県内で3件の死亡災害が発生し、最近も広島市内の建設現場で足場上の高圧電線に触れて感電し亡くなる事故が発生していること、尾道署管内においても工場の分電盤に触れて火傷を負う災害が発生したとの感電災害の発生状況について説明されました。

この感電災害は、特に夏場の暑い時期において汗をかき体の表面に水分がある状態だと、感電する可能性や重症化するリスクが高くなること、夏場の労働災害防止は熱中症対策がメインと思われるが、感電災害も毎年この時期に何名もの方が亡くなられていることから、感電災害防止への対応もよろしくお願ひすると話されました。



高瀬課長の説明

最初の項目として、化学物質の健康障害防止の対策について説明がありました。

これまでの化学物質への対応は、特化則などの特別則にて必要な措置が規定されていましたが、近年の制度変更等により、リスクアセスメント対象物を取り扱う又は製造する事業場は、使用する化学物質のSDS（安全データシート）入手し、対象物に係るリスクアセスメントを実施して必要な対策を検討し、局所排気装置の設置、保護具の着用、作業方法の改善など、

国が定めた濃度基準値を超えない、ばく露低減に向けた適切な手段を講ずる自律的管理を行うことが必要となりました。また、これらの事業場では化学物質管理者の選任が義務付けられ、特に製造する事業場は専門的講習の受講者から選任しなければならないとの説明がありました。

リスクの軽減できない場合や、作業環境測定を実施し濃度基準値を超えている場合などにおいて、リスクアセスメント健康診断の実施に係る規定も設けられたとの説明もありました。

次に、メンタルヘルス対策について説明があり、仕事で強いストレスを感じ精神障害を発症した事案で労災認定された件数は、昨年約800件を超え、毎年100件程度づつ増加している状況で、この精神障害事案の最悪のケースは自殺案件であること、対策としてはストレス解消に取り組むことが重要との話がありました。

職場でのメンタルヘルスケアとして、セルフケア、ラインケア、外部ケアの3つのケアに取り組むとされており、このうちセルフケアは自分自身のケアで、労働者自らストレスやメンタルヘルスを正しく理解し、ストレスに対する気づきや対処方法を考えていくことで、常時50人以上使用の事業場に年1回の実施が義務付けられている「ストレスチェック制度」も、セルフケアの一つで本人の気づきを目的に行うものであることから、義務付けのない50人未満の事業場でも実施の検討のお願いすることでした。

ラインケアは管理職によるケアで、上司、部下だけではなく職場全体でのケアと考えて

いただきたく、部下の事情の把握、労働者の相談対応などがこれに当たり、一度で終わることなく継続した対応が必要であること、外部ケアは、産業医への委託や産業保健総合支援センター等の外部相談窓口を利用してケアを行うことであるとの説明がありました。

続いて、熱中症に関する話がありました。熱中症の罹患者は、毎年、全国で数万人、死亡も千人を超え、尾道署管内の労災請求も各月10件を超えていましたが、あくまでも治療受け請求があった件数で、体調がおかしくなり職場内で休養を取った方などを考えると罹患者はさらに多いものと考えられる。また、発生しやすい職業として、造船業、建設業、交通誘導員など屋外の仕事を挙げられた。

労災請求された罹患者の状況を見ると、前日の睡眠不足、朝食の不摂取、連日の屋外作業などが多いように思われる所以、毎日、始業前に作業従事者と対面での会話などによる健康状態チェックの実施が必要となります。また、作業に当たっては、熱中症警戒アラード発令時等に1時間に5~10分の休憩を設けること、日陰やエアコン設置など休憩場所を確保、作業内容変更等による作業時間の短縮、可能であれば作業時間帯の朝、夕などの時間帯への変更など熱中症予防対策をお願いすると述べられました。

4つ目の項目として、粉じん対策に関する説明がありました。

粉じん対策について、広島労働局では第10次粉じん障害防止総合対策を策定し令和5年度より取り組みを行っており、呼吸用保護具の着用の確実な励行や、アーク溶接等作業や金属等の研磨作業等における局所排気装置等の設置による作業環境の改善措置、粉じん作業に従事している者等に係る「じん肺健康診断」の確実な実施が必要であるとの説明がありました。

最後に、令和5年の尾道署管内における災害発生状況についての話をされ、説明を終了されました。

◇第83回 全国産業安全衛生大会 IN 広島◇

全国産業安全衛生大会が広島市において開催されるのは、平成26年第73回大会以来10年ぶりとなります。各々の事業場において第73回大会を大きく上回る多くの方が参加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【日 程】 令和6年11月13日（水）～15日（金）3日間

【会場等】 11月13日 総合集会

（内容）開会式、表彰式、講演、中間体操、特別講演

（会場）広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

※ 特別講演「熟達しつづけるために」

　　為末 大氏（Deportare Partners 代表 元陸上選手）

14～15日 分科会

（内容）下記3会場に分散し12分科会を開催

（会場）広島国際会議場、広島市文化交流会館、

JMSアステールプラザ

参加申込につきましては、インターネット利用の特設Webサイトからの申し込みをお勧めいたします。特設Webサイトには、中災防ホームページに入っていただき、第83回全国産業安全衛生大会のバナーからアクセスすることができます。

申し込みの締め切り日は11月1日（金曜日）となっていますが、できる限り早い段階での申し込みをお願いいたします。

◇ 緑十字展2024 ◇

【日 程】 令和6年11月13日（水）～15日（金）3日間（同時開催）

【会 場】 会場：広島県立広島産業会館

「あらゆる職場での安全管理、健康管理、環境改善にかかる技術や情報を提供する国内最大の安全衛生保護具・機械等の展示会」

◇ 第19回 労災重度被災者作品展 ～リハビリからアートまで～ ◇

全国産業安全衛生大会の日程に合わせて、分科会会場にもなっていますJMSアステールプラザにおいて、労働災害により重度の障害に遭われた方々が社会復帰、社会参加を目指し制作された絵画、工芸品等の作品を、全国から一堂に集め展示する「労災重度被災者作品展」が開催されます。

【日 程】 令和6年11月13日（水）～14日（木） 9:00～18:00

15日（金） 9:00～12:00

【会 場】 会場：JMSアステールプラザ1階「市民ギャラリー」

この作品展は、同じような障害がある方々に勇気と希望をもたらすとともに、鑑賞された方々が労働災害防止の重要性を認識するきっかけとなることを願い開催されます。

◇令和6年度 尾道支部 年間行事予定◇

- ・11月13～15日 全国産業安全衛生大会（広島市）
- ・ 同 上 緑十字展2024（広島県立広島産業会館）
- ・令和7年1月10日 安全祈願祭、幹事会（艮神社）

※ あくまでも年間行事の予定です。事情により会場や日時等を変更する場合もあります。

◇令和6年度 尾道支部 講習開催予定◇

- ・10月22～23日 玉掛け技能講習・学科（長者原スポーツセンター）
- ・11月 6日 粉じん作業特別教育（長者原スポーツセンター）
- ・12月 3～ 4日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
- ・ 2月 4～ 5日 床上操作式クレーン運転技能講習・学科
(長者原スポーツセンター)

◇ 令和6年度 県協会講習・追加講習 ◇

- ・ 11月11日(月)～12日(火) 足場の組立て等作業主任者技能講習（福山教習所）
- ・ 11月21日(木) 足場の組立て等業務特別教育（福山教習所）